

## 重要事項説明書(居宅介護支援事業)

あなたに対する居宅介護支援事業の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
主たる事務所の所在地	山口県山口市緑町2番11号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	支部長 津江和成
電話番号	083-924-6338

介護保険法令に基づき山口県知事等から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき山口県知事等から指定を受けている居宅サービスの種類
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 居宅介護支援事業所 (山口市 3570301485号)	居宅介護支援事業
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 訪問介護事業所 (山口県 3570301477号)	訪問介護事業
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 通所介護事業所 (山口県 3570301469号)	通所介護事業(通常規模型)
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 訪問看護事業所 (山口県 3560390167号)	訪問看護事業

### 2. 利用事業所

ご利用事業所の名称	済生会山口地域ケアセンター居宅介護サービス複合施設にほ苑 居宅介護支援事業所
指定番号	山口市 3570301485号
所在地	山口県山口市仁保中郷988-1
電話番号	083-929-5080

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の心身の状況、生活環境に応じて、利用者の意向に基づき、居宅サービス計画等を作成するとともに、適切な介護サービスが確保されるよう、サービスの連絡調整を行う。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者が要介護状態等になっても、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう協力・援助する。</li> <li>2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った援助を行う。</li> <li>3. 利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は事業者により不当に偏することのないよう、公平中立に行う。</li> <li>4. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。</li> </ol>

### 4. ご利用事業所の職員体制

職 種	員数	職務内容	勤務の体制
管理者	1人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。</li> <li>2. 従業者に法令等を遵守させる為に必要な命令を行う。</li> </ol>	常勤兼務 日 勤(午前8時30分～午後5時15分)
介護支援専門員	6人	居宅介護支援業務を行う。	常勤専任4名、常勤兼務2名 日 勤(午前8時30分～午後5時15分)

### 5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日(但し、国民の祝日、及び8月14日・15日の盆休、10月1日の創立記念日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)
営業時間	平 日 午前8時30分から午後5時15分 営業日・営業時間以外でも電話連絡・相談をお受けします。

### 6. 通常の事業の実施地域

山口市の区域

### 7. 提供するサービス(居宅介護支援)の内容とその提供方法

#### 1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成と各サービス提供事業者との連絡調整

居宅サービス計画の原案作成に際しては、利用者とともに、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを開催して計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との連絡調整をいたします。サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という)を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ます。

## 2) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者とその家族は、介護支援専門員に対して、ケアプランの作成にあたり複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとことや、ケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。また、当事業所において作成されたケアプランの総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられたケアプランの数が占める割合、前六月間に当事業所において作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、説明を行い理解を得ます。

## 3) サービスの実施状況の把握及び評価

1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者の自宅を訪問、または連絡し、サービスの内容が適切かどうかについて、相談をお受けします。

## 4) 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングも可能です。

ア) 利用者の同意を得ること。

イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

## 5) 給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが居宅サービス計画に基づき提供されているかなどを確認し、毎月保険の給付管理票を作成し、国民健康保険組合に提出します。

## 6) 要介護(要支援)認定申請等に対する協力、援助

利用者の要介護認定、要支援認定の更新申請及び身体の状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力、援助を行います。

## 7) 相談の対応

利用者からの相談、要望、苦情等について、窓口を設け誠意をもって対応し、今後のサービスの充実に活かします。

## 8. プライバシー(個人情報)の保護

当事業所はサービスを提供する際に、利用者や家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な場合を除き、他に漏れないようにします。

## 9. 利用料金等

### 1) 利用料

介護保険が適用される場合は、全額介護保険から給付されますので、利用料を支払う必要はありません。

ただし、利用者が保険料の滞納等により保険が支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所が発行する指定介護支援事業提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けていただくことになります。

1ヶ月あたりの料金(厚生労働大臣が定める基準額)

要介護1・2の場合、16,700円 要介護3・4・5の場合、20,440円  
(特別地域加算15%及び特定事業所加算のⅡの4,210円を加算させていただきます。)

運営基準の減算要件に該当する場合(居宅介護支援業務が適切に行われていない場合)

① 基本料金の50% ② 所定単位数を算定しない

加算について

- ・また初回に限り、月3,000円が加算される場合があります。
- ・入院時情報連携加算 (Ⅰ)2,500円/回 (Ⅱ)2,000円/回  
入院時、利用者及びその家族は、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に伝えてください。
- ・退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	(Ⅰ)イ.4,500円/回	(Ⅰ)ロ.6,000円/回
連携2回	(Ⅱ)イ.6,000円/回	(Ⅱ)ロ.7,500円/回
連携3回	×	(Ⅲ) 9,000円/回

- ・通院時情報連携加算 500円/月(1か月に1回の算定を限度)
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月
- ・看取り期におけるサービス利用前の相談、調整等に係る評価として基本報酬の算定を行う場合があります。

### 2) 解約料

利用者のご都合により解除された場合、下記の料金が必要となる場合があります。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解除した場合:

16,700円または20,440円

## 10. 利用料、諸費用の滞納について

利用料、その他の諸費用の支払いについて、支払い期日から遅延し、さらに支払いの催促から30日以内にお支払いがない場合、契約を解除した上で、未支払い分をお支払いいただくことがあります。

## 11. 契約の終了

- 1) 利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2) 事業者は、やむをえない事情(カスタマーハラスメント等)がある場合、この契約を解除す

ることができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- イ) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ウ) 利用者が死亡した場合

## 12. 介護支援専門員の変更

担当の介護専門員の変更については、お気軽に当事業所にご相談下さい。

## 13. 苦情申立窓口

次のことについて、ご相談や苦情がございましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

- 1) 当事業所が提供するサービスについて
- 2) 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

利用相談窓口	利用期間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話 083-929-5080 面接 居宅介護サービス複合施設にほ苑 苦情解決責任者 センター所長 中村 洋 苦情・相談窓口 須原 志保 済生会山口地域ケアセンター 苦情解決第三者委員 金子 ふさえ 083-924-9498 松永 俊夫 083-928-3141
山口市介護保険課	利用期間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話 083-934-2795
山口県国民健康保険 団体連合会	利用期間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話 083-995-1010

## 14. 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対する居宅介護支援事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対する居宅介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 15. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
  - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - 2) 虐待防止のための指針の整備
  - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者

を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

#### 16. 業務継続計画の策定等

- 1) 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17. (衛生管理等)

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員も周知徹底を図ります。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。